

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成25年1月31日(2013.1.31)

【公開番号】特開2011-162245(P2011-162245A)

【公開日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2011-034

【出願番号】特願2010-28975(P2010-28975)

【国際特許分類】

B 6 5 D 30/16 (2006.01)

B 6 5 D 33/36 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 30/16 J

B 6 5 D 33/36

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月11日(2012.12.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも一方の面に熱接着性樹脂層を備える2枚の矩形状の包装フィルムを重ねて周縁部を全周に亘って熱接着することによって形成される袋体内の収納部に、固体物からなる複数の内容物を密閉状態で収納した包装袋であって、

前記袋体の収納部には、複数の内容物とともに所定量の空気が封入されていて、前記袋体の厚みDが、前記収納部に内容物が整列して収納される状態で、少なくとも内容物が自然に起立する状態の高さHよりも大きく、かつ、内容物の前記高さHの1.45倍よりも小さく設定されており、

熱接着により前記袋体の周縁部に形成された熱シール部は、その強度が純曲げ試験機(クランプ幅5cm、シート幅5cm)による平均曲げこわさ値で $1.0\text{ g}\cdot\text{cm}^2/\text{cm}$ ~ $3.7\text{ g}\cdot\text{cm}^2/\text{cm}$ である包装袋。

【請求項2】

前記袋体は、腰の強さがループスティフネス値で $0.5\text{ g}/15\text{ mm}$ 幅~ $7.0\text{ g}/15\text{ mm}$ 幅(ループ長100mm)の範囲にある包装フィルムで構成されている請求項1に記載の包装袋。

【請求項3】

前記熱シール部は、そのシール幅が3mm~30mmに設定されている請求項1または2に記載の包装袋。

【請求項4】

前記袋体の少なくとも一辺に形成された熱シール部は、前記袋体の外方に向けて部分的に切り欠かれてシール幅が他の領域よりも狭い幅狭領域を有しており、前記袋体は、前記収納部から前記幅狭領域に向けて突き出る個別取出口を備えている請求項1~3のいずれかに記載の包装袋。

【請求項5】

前記幅狭領域が形成された熱シール部と直交する両側の熱シール部の少なくとも一方には、前記袋体を開封するための第1の開封手段および第2の開封手段が設けられており、

前記第1の開封手段は、熱シール部の前記個別取出部よりも下方にあたる位置に設けら

れているとともに、前記第2の開封手段は、熱シール部の前記個別取出部の先端部近傍にあたる位置に設けられている請求項4に記載の包装袋。

【請求項6】

前記第2の開封手段は、前記側方の熱シール部に設けられる切り込みと、前記切り込みを始点として前記個別取出部に向かって延びる誘導補助線により構成されている請求項5に記載の包装袋。